

**【緊急】**

宜 福 育 第 9 6 号  
令 和 2 年 5 月 8 日

保護者 各位  
保護者の雇用主 各位  
認可保育施設 各位

宜野湾市長 松川 正則  
(公印省略)

## 保育園の登園自粛要請の延長について

特定の職種以外の保護者様に対する登園自粛要請を、  
令和2年5月20日（水）まで延長します。

1. 宜野湾市では、令和2年4月27日から当面の間、保護者様が特定の職種である場合を除いては、登園を自粛することを要請しておりました。
2. 令和2年5月5日に、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部から各市町村に対して、この方針を5月20日まで延長することの要請がございました。  
これを受けて、宜野湾市では5月20日まで上記の取り扱いを延長することとしました。引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

※家庭保育された場合、引き続き保育料の日割り計算による減免を行います。

※対象となる職種はこれまでと同様です。次ページをご覧ください。

### お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係

電話098-893-4411 内線176, 178

【緊急】

## 保育の対象となる職種のガイドライン

登園自粛等要請期間中の保育対象者は、原則として保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合に限ります。

### 1. 社会生活を維持するうえで必要な施設等で従事する方

施設等の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、モノレール、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険代理店、官公署、各種事務所 ※在宅勤務等で家庭保育可能な場合を除く
その他	メディア、葬儀場、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※沖縄県が示した休業要請の対象外施設に準じる。

## 【緊急】

宜福育第 47 号-8

令和 2 年 5 月 8 日

保護者各位

宜野湾市役所 子育て支援課

### 家庭保育した場合の保育料の減免（日割り計算）について

【5月8日更新】

保育料の日割り計算の期間を延長します。

日割り計算期間：令和 2 年 4 月 7 日（火）～5 月 20 日（水）

令和 2 年 5 月 5 日の沖縄県による新型コロナウイルスの方針を受けて、家庭保育した場合に保育料を日割り計算して減免する期間を再延長致しました。

1. 一旦、通常通りの保育料をお支払いいただき、後日還付または翌月以降の保育料に充当する仕組みとなります。詳細は後日お知らせいたします。
2. 土曜日は日割り計算の対象に含みません。
3. 給食費につきましては園にご確認ください。

#### お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係

電話 098-893-4411 内線 176, 178